

草津市市民参加条例（抄）

（審議会等の公開等）

第9条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されているとき。
 - (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を議事とするとき。
 - (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 執行機関は、審議会等の会議を開催するに当たっては、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。
- 4 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会等の公開等に関し必要な事項は、規則で定める。

草津市市民参加条例施行規則（抄）

（公開または非公開の決定）

第15条 審議会の会議の公開または非公開の決定は、審議会の長（以下「会長等」という。）が当該審議会に諮って行うものとする。ただし、他に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、その他これに類する機関について準用する。この場合において、「会長等」とあるのは、「事務局」と読み替えるものとする。

（公開の方法等）

第16条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等の会議を公開する場合、審議会等は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

3 傍聴者の定員は5名以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

4 傍聴の受付は、原則として当日行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、前日までに行うことができる。

5 傍聴者に対しては、審議会等の会議資料（草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、または閲覧に供するものとする。